

2021年6月8日

株 主 各 位

大阪府中央区上町1丁目3番1号

山 喜 株 式 会 社

代表取締役社長 白崎雅郎

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、出来る限り書面による事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

議決権の事前のご行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区上町1丁目3番1号
当社本社ビル 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」「剰余金の配当等の決定に関する方針」連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.e-yamaki.co.jp>) に掲載しておりますのでご覧ください。

なお、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類ならびに監査等委員会が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ホームページ (<https://www.e-yamaki.co.jp>) に記載の上記各書類とで構成されております。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.e-yamaki.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎本定時株主総会の決議結果につきましては、「決議ご通知」の発送は行わず、本定時株主総会終了後、当社ホームページ (<https://www.e-yamaki.co.jp>) に掲載させていただきますので、ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当社は以下の対応をとらせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ・本総会受付にアルコール消毒液をご用意いたしますので、ご利用ください。
- ・予防措置として、運営スタッフは検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。
- ・本総会にご出席の株主様は、開催日当日における新型コロナウイルスの流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・本総会会場内におきまして、その他感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

当社では、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へのお土産と、株主総会終了後の懇親会のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言の発出、外出自粛や海外渡航の制限等から、経済活動の停滞による深刻な打撃を被っております。当アパレル業界におきましても、商業施設等の臨時休業、営業時間短縮や、感染防止対策としての各種催事の中止等により、消費が落ち込んでおります。また、景気の先行きが極めて不透明なことから、消費者の衣料品にかかる支出は減少傾向で、併せて低価格志向が更に強まっており、依然として非常に厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは、在宅勤務やテレワーク等の働き方改革の加速で、ライフスタイルがカジュアルなニュー・ワーク・スタイルに変化し、外出自粛等の影響で巣ごもり消費が増えていることから、ドレスシャツ事業ではカジュアルな商品提案を強化し、シェアの拡大に努めて参りました。この結果、百貨店における既製ドレスシャツ、オーダーシャツを合わせた当社シェアは、66%から72%まで拡大することができ、量販店におきましても、シャツコンセ店舗を68店舗から80店舗まで拡げることができました。併せて、ネット購入の拡大が急速に進む中、上記店頭販売とネット販売のオムニチャネル化を最重要事業と位置づけ、販売促進を強化した結果、ネット販売の売上は前連結会計年度比120%と好調に推移しました。また、差別化商品の開発提案力を向上させる為、当社の企画開発力、技術開発力を更に強化し、ドレスシャツ事業、カジュアル事業、レディース事業におけるODM・OEMの受注拡大に注力しました。専門店、量販店におきましては、ビジネスアイテムの不振によるドレスシャツの受注減を、カジュアルやレディースのアイテムでカバーすべく、シャツジャケット、シャツワンピース、カットソー・アイテム等の受注獲得に努めました。生産部門では、シャツ生地を使用したウイルス感染予防マスクの受注および医療用ガウン100万枚の受注生産に伴い、ユニフォーム事業まで営業活動を拡げた結果、官公庁の制服、企業制服や医療用制服等の新規取引先による受注が増加しました。一方、大幅な減収対策として、営業部門では、直営店の閉鎖や子会社の株式譲渡等の不採算事業の撤退および期中での仕入抑制と在庫販売を強化し、製品在庫は前連結会計年度より4億38百万円減少しました。

生産部門におきましても、工場での生産調整等による変動費の圧縮や人件費等の固定費の削減を行うとともに、国内外自家工場の生産ラインの見直しも実施しました。

以上のような対策を講じましたが、新型コロナウイルス感染症の業績への影響は甚大であり、この結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高103億33百万円（前連結会計年度比32.7%減）、営業損失12億93百万円（前連結会計年度は94百万円の利益）となり、同感染症による雇用調整助成金等の収入1億11百万円を営業外収益に計上いたしました。また、中国上海子会社の生産ラインの閉鎖により、解雇給付金等を含むリストラクチャリング費用として、事業整理損1億82百万円を特別損失に計上いたしました。加えて、当期の業績および今後の業績見通しが不透明なことを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性を検討し、法人税等調整額91百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は、14億91百万円（前連結会計年度は76百万円の利益）となりました。

なお、当事業年度の剰余金配当に関しては、業績の向上に努めてまいりましたが、当期の業績および今後の経営環境等を総合的に勘案し、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきます。

事業セグメントごとの業績は次のとおりであります。各セグメントの業績数値につきましては、セグメント間の内部取引高を含めて表示しております。

①国内販売セグメントは上述の要因により、売上高94億99百万円（前連結会計年度比32.2%減）、セグメント損失11億52百万円（前連結会計年度は53百万円の利益）と減収減益となりました。

②製造セグメントにおいては、中国（上海）工場の生産ラインの閉鎖等により、売上高は25億91百万円（前連結会計年度比25.5%減）、セグメント損失1億47百万円（前連結会計年度は49百万円の利益）と減収減益となりました。

③海外販売セグメントにおいては、新型コロナウイルス感染症による受注減から、売上高は1億6百万円（前連結会計年度比48.5%減）、セグメント損失18百万円（前連結会計年度は7百万円の損失）となりました。

アイテム別の売上高とその構成比は次のとおりであります。

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
ド レ ス シ ャ ッ	6,237百万円	60.4%	△36.7%
オ ー ダ ー シ ャ ッ	1,444百万円	14.0%	△44.1%
カ ジ ュ ア ル	2,176百万円	21.0%	△4.6%
レ デ ィ ー ス シ ャ ッ	371百万円	3.6%	△29.5%
賃 貸 収 入	102百万円	1.0%	0.5%
合 計	10,333百万円	100.0%	△32.7%

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は57百万円であり、その主なものは、EC販売サイトの改修費用、縫製工場の製造設備購入等であります。

資金調達について特筆すべき事項はありません。

(3) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。なお、2021年2月10日開催の取締役会の決議にて、当社100%出資子会社Factory Express Japan株式会社の保有全株式を売却することを決議し、2021年3月1日付で同社の株式を売却いたしました。

(4) 対処すべき課題

2022年3月期の連結見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響が継続することを前提に予想しております。但し、同感染症が拡大してから1年以上が経過しており、関係各所の同感染症に対する対応も向上していることから、取引先の店頭売上も徐々にではありますが回復基調にあります。併せて、取引先店頭在庫の調整局面もピークを越えたことから、当社への発注は徐々に増加に転じ、2022年3月期の連結売上高は当連結会計年度に比べ約2割増収の122億円になると予想しております。また、収益面におきましても、下記のとおり当連結会計年度から継続して実施している各部門の施策や、製品原価の低減、人件費を含む総経費の削減といった対策を更に強化することで、営業利益50百万円、経常利益50百万円、親会社株主に帰属する当期純利益20百万円の増益に転じると予想しております。

(営業部門)

- ① 百貨店シャツ売場におけるCHOYA-SHIRTブランドのコーナー化・1社化
- ② 量販店シャツ売場におけるSHIRT-HOUSEブランドのコンセ店舗拡大

- ③ ウイルスフリーポケット（マスク収納+抗ウイルス機能ポケット）付シャツ、ヒート機能付きカジュアルウェア等の差別化商品によるODM受注強化
- ④ オリジナル商品のネット販売強化による売上拡大
（生産部門）
- ⑤ ドレスシャツ以外のアイテム（ジャケット・ワンピース・制服等）の生産力強化によるOEM受注拡大
- ⑥ 小ロット短サイクル生産の機能強化
- ⑦ ⑤⑥による中国・アセアン地区での現地販売強化
（管理部門）
- ⑧ 仕入抑制、在庫販売強化による製品在庫の削減
- ⑨ 上記⑧により、有利子負債の削減

※上記の予想は、2021年4月時点における入手可能な情報に基づき、一定の仮定をおいて作成したものであり、実際の業績は、今後の新型コロナウイルス感染症の影響など、様々な要因によって予想数値と異なる可能性があります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、2019年度から2021年度までの中期3ヵ年経営計画に基づき、国内販売事業を中心に事業改革を進めており、計画初年度である2020年3月期においては、売上高153億55百万円、営業利益94百万円、親会社株主に帰属する当期純利益76百万円を計上し、売上計画、利益計画は未達成も黒字化を果たしました。しかし、計画2期目の2021年3月期においては、新型コロナウイルス感染症の影響から、売上高103億33百万円（前連結会計年度比32.7%減）、営業損失12億93百万円、親会社株主に帰属する当期純損失14億91百万円を計上したことなどから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消すべく、中期3ヵ年経営計画の最終年度である2022年3月期において、経営環境の変化、ライフスタイルの変化、国内小売市場の変化に対し、次なる成長戦略への体制にシフトするChance（好機）と捉え、Challenge（挑戦）して、Change（変化）していくことをスローガンに、様々な施策に継続的に取り組んでおります。具体的には、前述の「(1)事業の経過およびその成果」「(4)対処すべき課題」で説明しているとおり、百貨店、量販店のドレスシャツ売場での当社オリジナル商品のシェア拡大と取引条件の改善、山喜公式サイトを中心にしたネット販売の売上拡大、品質とコスト競争力によるアパレル、セレクトショップ、シャツ専門店でのプライベートブランドのシェア拡大、差別化商品の企画開発力の強化による専門店、量販店のストアブラン

ドの受注拡大、小ロット短サイクル生産の構築と、それに伴うカジュアル事業、レディース事業での新規受注獲得、自家工場におけるドレスシャツ以外のアイテム生産における技術開発力の強化により、ユニフォーム事業での官公庁や企業の制服等の新規受注拡大など、継続的に進めている各施策を更に強化実行していくことで、売上回復、収益回復に努めてまいります。現状では新型コロナウイルス感染症の影響が、今暫く続くと思われませんが、国民へのワクチン接種が行き渡る段階で、同感染症の勢いも徐々に弱まり、前述のような各施策に対する効果が表れ、中期3ヵ年経営計画の最終年度である2022年3月期の業績は改善するものと見込んでおります。

また、同感染症の感染拡大とその長期化に対する備えとして、取引金融機関とシンジケート型のタームローンを2021年3月に契約し、手元流動性の高い現金及び預金を確保するとともに、コミットメントラインの融資枠および当座貸越枠の継続を予定しておりますので、短期間での手元流動性に問題は生じないと考えております。取引金融機関とは緊密な関係を維持していることから、今後も継続的な支援が得られるものと考えております。さらに、キャッシュ・フローの改善策の一環として、仕入抑制と在庫販売の強化による製品在庫の削減を実行していくことで、有利子負債の削減にも努めてまいります。

以上のような施策を確実に実行することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。転換期を迎えているアパレル業界において、事業戦略の見直しや新規事業を検討するなど、2022年度から2024年度の次なる中期3ヵ年経営計画を2021年9月末までに策定し、同感染症収束後を見据えた次なる成長の対策を講じて、収益基盤の構築と業績の安定化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	2018年 3 月 期	2019年 3 月 期	2020年 3 月 期	2021年 3 月 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	16,796	15,409	15,355	10,333
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	134	△253	141	△1,206
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	102	△308	76	△1,491
1 株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	7.10	△21.67	5.41	△105.30
総 資 産 (百万円)	14,961	14,457	14,945	13,237
純 資 産 (百万円)	6,937	6,486	6,493	5,001

(注) 1 株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主要な事業内容
山喜ロジテック株式会社	百万円 60	% 100.0	物 流 業 務
高山 CHOYA ソーイング株式会社	百万円 70	100.0	布帛製品の製造販売
香港山喜有限公司	千HKドル 200	100.0	中国子会社への投資
タイ ヤマキ カンパニー リミテッド	千タイバーツ 26,400	48.9 [51.1]	布帛製品の製造販売
上海山喜服装有限公司	千USドル 1,750	100.0 (100.0)	布帛製品の製造販売
塩城山喜服装有限公司	千元 4,000	100.0 (100.0)	布帛製品の製造販売
ラオ ヤマキ カンパニー リミテッド	千USドル 2,300	100.0	布帛製品の製造販売
上海久満多服装商貿有限公司	千USドル 140	100.0	布帛製品の販売
ジョイリンク ピーティーイー リミテッド	千USドル 100	50.0	布帛製品の企画販売

(注) 1. タイ ヤマキ カンパニー リミテッドは、緊密な者又は同意している者の存在により子会社に該当しております。

2. 当連結会計年度において、Factory Express Japan株式会社は、保有株式の売却に伴い、連結範囲から除外しております。

3. 議決権の所有割合の(内書)は、間接所有割合であります。

4. 議決権の所有割合の[外書]は、緊密な者又は同意している者の所有割合であります。

(8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	主 要 な 事 業 内 容
国内販売	日本国内におけるドレスシャツ、カジュアルウエア、レディースシャツの販売事業およびそれに付随する物流事業、不動産賃貸事業
製 造	国内、海外におけるドレスシャツ製造事業
海外販売	海外におけるドレスシャツ、カジュアルウエアの販売事業

(9) 主要な事業所および工場 (2021年3月31日現在)

- ① 営業所 大阪、東京、タイ、上海、シンガポール
- ② 工 場 郡山工場（福島）、長崎工場（長崎）
高山CHOYAソーイング株式会社（鹿児島、長野）
タイ ヤマキ カンパニー リミテッド、ラオ ヤマキ カンパニー リミテッド（ラオス）
上海山喜服装有限公司、塩城山喜服装有限公司

(10) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 企業集団の使用人の状況 1,031(811)名(前期比141名減(89名減))

(注)使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。使用人数が前連結会計年度より141名減少しておりますが、その主な理由は上海山喜服装有限公司の生産体制の再構築に伴う人員削減によるものです。

- ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
169 (531) 名	18名減 (24名減)	44.2歳	16年

(注)使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,457
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	643
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	523
株 式 会 社 り そ な 銀 行	461
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	385
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	385
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	374
株 式 会 社 愛 知 銀 行	195
株 式 会 社 み な と 銀 行	183
株 式 会 社 京 都 銀 行	181

2. 株式の状況

(1) 発行可能株式総数	普通株式	25,900,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	14,950,074株 (うち、自己株式781,883株)
(3) 単元株式数		100株
(4) 株主数		24,933名
(5) 大株主(上位11名)		

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮 本 惠 史	1,504,214 株	10.61 %
日清紡ホールディングス株式会社	703,490	4.96
山 喜 共 伸 会	589,757	4.16
丸 紅 株 式 会 社	385,660	2.72
株式会社オフィスサポート	203,900	1.43
シキボウ株式会社	201,600	1.42
山喜従業員持株会	181,468	1.28
カンダコーポレーション株式会社	149,800	1.05
株式会社三井住友銀行	109,065	0.76
三井住友信託銀行株式会社	100,000	0.70
住友生命保険相互会社	100,000	0.70

(注) 1. 当社は、自己株式を781,883株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は発行済株式総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2021年3月31日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
宮本惠史	代表取締役会長	
白崎雅郎	代表取締役社長 兼 管理部門長	ジョイリンク ピーティーイー リミテッド 代表
芦名達郎	常務取締役 兼 営業部門長	
赤松 徹	取締役 (監査等委員・常勤)	
溝端浩人	取締役(監査等委員)	溝端公認会計士事務所 代表 株式会社日本エスコン 社外取締役(監査等委員) 京セラ株式会社 社外取締役
今枝史絵	取締役(監査等委員)	弁護士法人 御堂筋法律事務所 パートナー

(注) 1. 取締役(監査等委員)溝端浩人氏および今枝史絵氏は、社外取締役であります。社外取締役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。なお、当社は、取締役(監査等委員)溝端浩人氏および今枝史絵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役(監査等委員)溝端浩人氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社では、業務執行取締役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握および各種会議への出席を継続的・実効的に行うために、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	ストックオプション	
取締役（監査等委員および社外取締役を除く）	34百万円	34百万円	-	-	3名
監査等委員（社外取締役を除く）	5百万円	5百万円	-	-	1名
社外取締役	7百万円	7百万円	-	-	2名

(3) 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員でない取締役）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第63回定時株主総会において、年額2億円以内（使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まない。）と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役を除く）は3名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第63回定時株主総会において、5,000万円以内と決議されております。なお、当該株主総会終結時の監査等委員である取締役は3名であります。

(4) 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬、およびストックオプションにより構成しております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

3. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結純利益の目標値に対する達成度合いに応じた額を翌年の月例の固定報酬に加算し支給しております。非金銭報酬は、ストックオプションとし、その払込金額の算定方法は、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりのオプション価格（1円未満の端数は四捨五入）に付与株式数を乗じた金額とし、割当時期は7月下旬としております。

4. 金銭報酬の額または業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、取締役会において、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、業績連動報酬は、定額の現金報酬とストックオプションによる支給額の合計の30%以内としております。

5. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、あらかじめ監査等委員会に原案を諮問して答申を得た上で、取締役会決議を行い、その決議に基づいて代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その内容は、各取締役の基本報酬の額および連結純利益の達成額を踏まえた報酬としております。なお、ストックオプションは、監査等委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決定しております。

(5) 当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2020年6月26日開催の取締役会で取締役の報酬関係について有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書に記載した内容を決議しております。当該内容は、2021年2月27日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断しております。なお、翌事業年度においても決定方針との整合性を含めた多面的な検討を行い、その答申を受けて取締役会が判断する予定であります。

(6) 社外役員の名活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役 (監査等委員)	溝 端 浩 人	当期開催の取締役会、監査等委員会のすべてに出席し、主に、公認会計士としての専門的見地から決算の在り方および財務報告に関する内部統制の在り方全般について発言を行っております。業務執行体制および経営課題への取組み等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	今 枝 史 絵	当期開催の取締役会、監査等委員会のすべてに出席し、主に、弁護士としての専門的見地から各議案の法令遵守の観点から意見を述べるとともに、当社のコンプライアンスの在り方全般について発言を行っております。法令改正およびコーポレートガバナンス・コードの改訂に伴うガバナンス体制の強化等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。

(7) 責任限定契約に関する事項

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(8) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役、監査等委員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用および損害賠償金を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	28百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、同業種で規模の類似する他社の支払う報酬額と比較し妥当であると判断をいたしました。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (注) 本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	9,298,258	流動負債	6,279,515
現金及び預金	2,180,321	支払手形及び買掛金	1,094,614
受取手形及び売掛金	1,970,815	短期借入金	3,555,864
製 品	4,456,970	1年内返済予定の長期借入金	830,112
仕 掛 品	67,089	未払法人税等	37,562
原 材 料	319,338	賞与引当金	10,800
そ の 他	304,223	返品調整引当金	167,000
貸倒引当金	△500	そ の 他	583,562
固定資産	3,939,609	固定負債	1,957,318
有形固定資産	3,274,297	長期借入金	1,615,743
建物及び構築物	1,008,132	再評価に係る繰延税金負債	156,809
機械装置及び運搬具	111,374	退職給付に係る負債	118,515
土 地	2,049,723	そ の 他	66,250
そ の 他	105,067	負債合計	8,236,834
無形固定資産	499,280	(純資産の部)	
借 地 権	353,075	株 主 資 本	4,690,214
リ ー ス 資 産	55,683	資 本 金	3,355,227
そ の 他	90,520	資 本 剰 余 金	2,887,563
投資その他の資産	166,030	利 益 剰 余 金	△1,394,490
投資有価証券	69,275	自 己 株 式	△158,086
繰延税金資産	39,851	その他の包括利益累計額	291,907
退職給付に係る資産	7,900	その他有価証券評価差額金	7,424
そ の 他	51,241	繰延ヘッジ損益	15,366
貸倒引当金	△2,238	土地再評価差額金	185,741
資産合計	13,237,868	為替換算調整勘定	54,052
		退職給付に係る調整累計額	29,322
		新株予約権	14,530
		非支配株主持分	4,381
		純資産合計	5,001,034
		負債・純資産合計	13,237,868

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,333,238
売 上 原 価		8,239,368
返品調整引当金戻入額		80,000
売 上 総 利 益		2,173,869
販売費及び一般管理費		3,467,300
営 業 損 失		1,293,431
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,223	
仕 入 割 引	4,892	
助 成 金 収 入	111,148	
為 替 差 益	14,486	
前 受 金 取 崩 益	27,811	
そ の 他	9,355	172,918
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45,140	
支 払 手 数 料	25,880	
支 払 割 引 料	8,660	
そ の 他	5,894	85,575
経 常 損 失		1,206,087
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	19,600	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,869	
固 定 資 産 売 却 益	75	21,545
特 別 損 失		
事 業 整 理 損	182,281	
環 境 対 策 費	17,257	
事 業 譲 渡 損	3,462	
減 損 損 失	2,532	205,534
税金等調整前当期純損失		1,390,076
法人税、住民税及び事業税	19,977	
法人税等調整額	91,002	110,979
当 期 純 損 失		1,501,056
非支配株主に帰属する当期純損失		△9,086
親会社株主に帰属する当期純損失		1,491,969

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,015,152	流動負債	5,406,029
現金及び預金	1,116,199	支払手形	183,859
受取手形	19,222	買掛金	841,149
売掛金	1,846,194	短期借入金	2,905,420
製品	4,373,481	1年内返済予定の長期借入金	830,112
仕掛品	13,163	リース債務	17,105
原材料	61,907	未払金	152,964
前払費用	94,074	未払費用	72,227
関係会社短期貸付金	137,833	未払法人税等	35,184
未収入金	276,366	預り金	30,143
その他	77,209	賞与引当金	7,200
貸倒引当金	△500	返品調整引当金	167,000
		その他	163,662
固定資産	4,739,712	固定負債	1,735,599
有形固定資産	2,605,491	長期借入金	1,515,743
建物	768,689	リース債務	20,016
構築物	5,940	再評価に係る繰延税金負債	156,809
機械装置	27,075	退職給付引当金	23,842
車両運搬具	745	その他	19,187
工具、器具及び備品	21,133		
土地	1,774,190	負債合計	7,141,629
リース資産	7,715	(純資産の部)	
無形固定資産	469,476	株主資本	5,390,172
借地権	347,652	資本金	3,355,227
ソフトウェア	36,267	資本剰余金	2,887,563
リース資産	36,473	資本準備金	2,360,700
その他	49,083	その他資本剰余金	526,863
投資その他の資産	1,664,745	利益剰余金	△694,532
投資有価証券	69,275	その他利益剰余金	△694,532
関係会社株式	6,483	繰越利益剰余金	△694,532
関係会社出資金	17,308	自己株式	△158,086
関係会社長期貸付金	1,511,605	評価・換算差額等	208,532
繰延税金資産	42,271	その他有価証券評価差額金	7,424
その他	129,047	繰延ヘッジ損益	15,366
貸倒引当金	△111,247	土地再評価差額金	185,741
		新株予約権	14,530
資産合計	12,754,865	純資産合計	5,613,235
		負債・純資産合計	12,754,865

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,447,091
売上原価	7,449,377
返品調整引当金戻入額	80,000
売上総利益	2,077,713
販売費及び一般管理費	3,163,401
営業損失	1,085,687
営業外収益	
受取利息	13,158
受取配当金	1,955
仕入割引	4,437
為替差益	29,944
助成金収入	81,392
前受金取崩益	27,811
その他	3,017
営業外費用	
支払利息	25,136
関係会社貸倒引当金繰入額	3,210
支払手数料	24,266
支払割引料	8,660
その他	3,175
経常損失	988,419
特別利益	
投資有価証券売却益	1,869
特別損失	
事業譲渡損	31,140
環境対策費	17,257
税引前当期純損失	1,034,947
法人税、住民税及び事業税	16,325
法人税等調整額	90,920
当期純損失	1,142,193

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

山喜株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 敬久 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 塚本 健 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山喜株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山喜株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を

得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

山喜株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮本 敬久 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 塚本 健 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山喜株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

山 喜 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会
監査等委員（常勤） 赤 松 徹 ⑩
監査等委員 溝 端 浩 人 ⑩
監査等委員 今 枝 史 絵 ⑩

(注) 監査等委員溝端浩人及び今枝史絵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることといたしたいと存じます。

なお、資本準備金の額の減少および剰余金の処分は、発行済株式総数および株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではなく、また、当社貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

1. 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する準備金の額

資本準備金の額 2,360,700,692円のうち1,400,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を960,700,692円といたします。

② 準備金の減少がその効力を生ずる日

2021年8月31日

2. 剰余金の処分の内容

以下のとおり、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金に振り替えられた1,400,000,000円と2021年3月31日末現在のその他資本剰余金残高526,863,222円の合計1,926,863,222円のうち694,532,172円を、上記の資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填に充当いたします。

これにより、減少する剰余金の項目および額、増加する剰余金の項目および額は次のとおりであります。

① 減少する剰余金の項目および額

その他資本剰余金 694,532,172円

② 増加する剰余金の項目および額

繰越利益剰余金 694,532,172円

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人として太陽有限責任監査法人の選任をお願いいたしたいと存じます。

1. 太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由

今般、現会計監査人より監査報酬増額の打診を受けたことを契機として、同法人による監査期間が長期にわたることや、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用の相当性を考慮し、他の監査法人を対象に比較検討を実施してまいりました。その結果、新たな視点での監査対応が期待できることに加え、品質管理体制、専門性、独立性および監査報酬の水準等を総合的に勘案し、新たに太陽有限責任監査法人が候補者として適任であると判断いたしました。

2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2021年3月31日現在)

名 称	太陽有限責任監査法人	
事 務 所	〈主たる事務所〉 東京都港区元赤坂1丁目2番7号 〈その他の事業所〉 大阪事務所ほか11か所	
沿 革	1971年9月	太陽監査法人設立
	1994年10月	Grant Thornton インターナショナル加盟
	2006年1月	ASG監査法人と合併し太陽ASG監査法人となる
	2012年7月	永昌監査法人と合併
	2013年10月	霞が関監査法人と合併
	2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更
	2018年7月	優成監査法人と合併
概 要	〈構成人数〉	
	代表社員・社員	84名
	特定社員	4名
	公認会計士	308名
	公認会計士試験合格者等	227名
	その他専門職	199名
	事務職員	85名
	契約職員	203名
	合計	1,110名
	金融商品取引法・会社法監査関与会社数	257社

(注) 太陽有限責任監査法人の選任が承認された場合、当社は太陽有限責任監査法人との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第32条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任に関する限度額を会社法第425条第1項の最低責任限度額とする予定であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で特段の意見がない旨の確認を行い、取締役会において候補者を決定いたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みやもと けいじ 宮本 恵史 (1947年9月22日生)	1988年6月 当社入社 1989年11月 取締役副社長 1992年11月 代表取締役社長 2017年4月 代表取締役会長（現任）	1,504,214株
<p><取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由> 長年にわたり当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を担ってきた実績と経営全般における豊富な経験と高い見識は、取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断し、候補者といたしました。</p>			
2	しら さき まさ お 白崎 雅郎 (1958年3月11日生)	1980年3月 当社入社 2009年4月 物流部門長兼山喜ロジック株式会社代表取締役社長 2012年6月 取締役 2014年6月 常務取締役 2017年4月 代表取締役社長兼営業部門長 2017年10月 ジョイリンク ピーティエーイー リミテッド代表兼務（現任） 2019年4月 代表取締役社長兼管理部門長 2021年4月 代表取締役社長兼営業部門長（現任）	57,400株
<p><取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とした理由> 2017年4月から当社代表取締役社長として、当社グループの経営全般、各事業の管理・監督機能を担ってきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断し、候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	※ かしもとみつひろ 樫本光弘 (1963年11月15日生)	1987年4月 当社入社 2019年4月 生産部門長補佐兼国内生産 部長兼高山CHOYAソー イング株式会社取締役社長 (現任) 兼上海山喜服装有 限公司董事長兼總經理兼上 海久満多服装商貿有限公司 董事長 2020年4月 生産部門長(現任) 兼海外 生産事業部長(現任) 兼生 産管理部長(現任) 兼高山 CHOYAソーイング株式 会社取締役社長兼上海山喜 服装有限公司董事長兼総経 理兼上海久満多服装商貿有 限公司董事長兼總經理 (現任) 2020年6月 執行役員(現任) 2021年1月 生産部門長兼海外生産事業 部長兼生産管理部長兼高山 CHOYAソーイング株式 会社取締役社長兼上海山喜 服装有限公司董事長兼総経 理兼塩城山喜服装有限公司 董事長(現任) 兼總經理 (現任) 兼上海久満多服装 商貿有限公司董事長兼 總經理	38,000株
<p><取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者とした理由> 主に生産部門を経て、2020年から執行役員を務めており、生産部門を統括してきた実績と 幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断し、候補 者といたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、2021年3月31日現在のものであります。
4. 当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険(D&O保険)契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約の被保険者となります。なお、当社は、当該役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ あしな たつ お 芦名 達郎 (1958年9月30日生)	1981年3月 当社入社 2016年6月 取締役 2019年4月 常務取締役営業部門長 兼生産部門長 兼流通開発事業部長 2020年4月 常務取締役営業部門長 兼流通開発事業部長 兼スタイルワークス販売部長 2021年4月 取締役社長補佐（現任）	1,700株
<p><監査等委員である取締役候補者とした任の理由> 主に商品企画部門を経て、2016年から取締役を務めており、営業部門、商品部門を統括してきた実績と幅広い経験に基づく高い見識を有している点を踏まえ、監査等委員である取締役として適任と判断し、候補者といたしました。</p>			
2	みぞ ばた ひろ と 溝端 浩人 (1963年7月31日生)	1986年4月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人) 入所 1988年3月 公認会計士登録 1992年3月 溝端公認会計士事務所開設 代表（現任） 2004年6月 当社社外監査役 2015年3月 株式会社日本エスコン 社外監査役 2015年6月 京セラ株式会社社外取締役 (現任) 当社社外取締役〔監査等委員〕 (現任) 2016年3月 株式会社日本エスコン 社外取締役〔監査等委員〕 (現任)	12,000株
<p><社外取締役候補者とした理由および期待する役割> 公認会計士としての豊富な経験と高い見識を有しており、これまで監査等委員である社外取締役として、その専門的見地から適切な助言および提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	いま えだ ふみ え 今 枝 史 絵 (1975年10月23日生)	2001年10月 大阪弁護士会登録 弁護士法人御堂筋法律事務所 入所 2010年1月 同法人パートナー（現任） 2013年4月 大阪府堺市産業振興局指定管理 者候補者選定委員会委員 2014年9月 大阪市立男女共同参画センタ ー指定管理予定者選定委員会 委員 2015年1月 大阪家庭裁判所「参与となる べき者」（現任） 2016年6月 大阪府堺市産業振興局指定管理 者候補者選定委員会委員 2016年10月 社会医療法人愛仁会千船病院 倫理委員会外部委員（現任） 2017年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕 （現任） 2019年3月 茨木市公平委員会委員（現任） 2019年4月 茨木市個人情報保護運営審議会 委員（現任）	-
<p>＜社外取締役候補者とした理由および期待する役割の概要＞</p> <p>弁護士としての法務関連分野における高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 溝端浩人氏および今枝史絵氏は、社外取締役候補者であります。
4. 溝端浩人氏および今枝史絵氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。が、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって溝端浩人氏は6年、今枝史絵氏は4年となります。なお、溝端浩人氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
5. 溝端浩人氏および今枝史絵氏は、現在または過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは業務執行者でない役員になったことはありません。また、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（役員としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、過去2年間に受けていたこともありません。
6. 溝端浩人氏および今枝史絵氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 当社は、溝端浩人氏および今枝史絵氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定です。また芦名達郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
8. 当社は、溝端浩人氏および今枝史絵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、全ての取締役を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該役員等賠償責任保険（D&O保険）契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の被保険者となります。なお、当社は、当該役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※ き ひら やす ひさ 紀 平 泰 久 (1950年2月7日生)	1968年4月 熊本国税局 入局 2001年7月 田辺税務署 署長 2002年7月 大阪国税局 総務部 税理士管理官 2004年7月 大阪国税局 課税第一部 資料調査 第一課長 2005年7月 大阪国税局 課税第一部 資産課 税課長 2007年7月 広島国税不服審判所 部長審判官 2008年7月 奈良税務署 署長 2009年8月 紀平泰久税理士事務所 開設 (現任)	-

<補欠の社外監査役候補者とした理由>

長年にわたる国税局での業務および税理士として培われた税務関連分野における高度な専門的知識・経験を有されていることから、補欠の監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、候補者といたしました。

- (注) 1. ※印は、新任の補欠の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 紀平泰久氏は、補欠の社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を備えています。同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定です。
4. 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、紀平泰久氏が社外取締役に就任した場合、その期待される役割を十分に発揮できるように、取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。

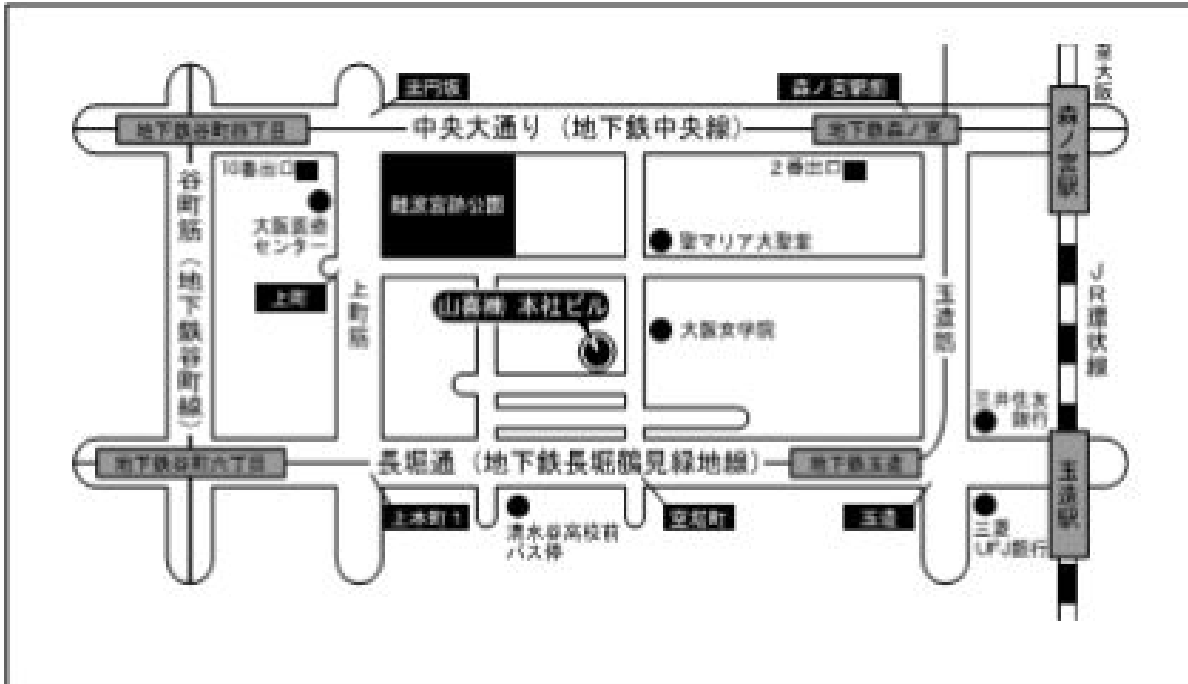
株主総会会場ご案内図

山喜株式会社 本社ビル

〒540-0005

大阪府中央区上町1丁目3番1号

TEL 06-6764-2211 (代表)



- ◎地下鉄：長堀鶴見緑地線 玉造駅1番出口より西へ400m
空堀町交差点から北へ100m
- ◎JR環状線：玉造駅西へ600m
空堀町交差点から北へ100m
- ◎市バス：清水谷高校前から北へ100m

<お願い>

1. 当社では、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へのお土産と、株主総会終了後の懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
2. 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。